



▼集めた義援金を町に届けた
那須高原小4年生

▼問合せ 総務課危機管理係
☎ 72-6901

▼問合せ 時間 休日
場所 住民生活課（本庁1階）
☎ 73-8686

災害義援金へのご協力 ありがとうございました 総額 3,420,339円

令和6年能登半島地震により、現在も多くの方々が避難等で不便な生活を余儀なくされています。この災害で被災された方々と被災地を支援するために義援金を募集したところ、総額3,420,339円が集まりました。

那須高原小4年生は、授業で作った和紙から「しおり」を作成し募金者に手渡すことを考え、校内児童や保護者から義援金を集め、町に義援金を届けました。義援金を届けた子どもたちは、「崩れた建物やでこぼこの道路を直すのに使ってほしい」「大変な思いをしている人が幸せになるために使ってほしい」と話しました。

集まつた義援金は、日本赤十字社栃木県支部を通じて、被災地へ送金しました。ご協力、誠にありがとうございました。

▼受付期間 3月31日(日)まで
▼募金箱設置箇所 本庁、湯本支所、芦野支所、伊王野支所、文化センター、スポーツセンター、ゆめプラザ・那須、道の駅那須高原友愛の森、道の駅東山道伊王野、ワーケース那須

防災のワンポイント ～罹災証明書と被災(申請) ～

ご存知ですか？

○罹災証明書 住家が災害で被害を受けたことを公的に証明するもの

▼用途 被害を受けた家屋修繕に伴う各種保険申請など

※業者や保険の種類によっては、罹災証明書が必要ない場合もありますので、提出先にご確認ください。

▼被害認定調査について 証明書発行にあたり、被害認定調査が必要となるため、電話または窓口で税務課（☎ 72-6905）へ調査依頼をお願いします。

マイナンバーカード 休日交付窓口のご案内

※調査は職員が現地を訪問します。

申請者または家族の立ち合いをお願いします。

▼注意点

・被害認定調査の結果「被害なし」となる場合があります。

・被害認定調査前に、家屋の修繕を行う方は、被害状況が分かる写真の撮影をお願いします。被害状況が確認できない場合は、罹災証明書の発行はできません。

○被災(申請)証明書 住家以外の物件が被災した場合に、被災の申し出があつたことを証明するもの

※対象物件は非住家（車庫や家具など）となります。

▼用途 被災物件の修理に伴う各種保険申請や災害ごみの処分など

▼対象となる災害 暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然災害

※火災による被災証明は消防署で行っています。

▼申請方法 総務課（本庁3階）で受け付けます。申請の際は、必要書類等をお持ちください。

▼必要なもの 被災申出証明申請書、印鑑、写真等被災状況が確認できるもの

▼問合せ 総務課危機管理係 ☎ 72-6901

QRコード
罹災証明書について



被災(申請)証明について

災害は突然やってくる!! ～防災情報が確認できるよう備えましょう～

町安全安心メール

ヤフー!防災速報

火災や停電情報、防災・防犯情報、町からのお知らせをメール配信します。



気象警報や地震情報をはじめ、町からの災害情報をアラートでお知らせします。



那須町緊急情報伝達サービス

防災行政無線や町安全安心メールでお知らせする緊急情報（命を守る情報）を携帯電話のショートメッセージ（SMS）や自宅の固定電話に配信するサービスです。

【登録用電話番号】
050-3155-0334